

年 月 日

運送業者貨物賠償責任保険
の保険金をご請求されるご契約者様へ

AIG 損害保険株式会社
海損第二 SC

**運送業者貨物賠償責任保険
賠償額にかかわる消費税について(ご案内)**

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

弊社業務につきましては、毎々格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、運送業者貨物賠償責任保険はご承知のように貨物の所有者に対する運送契約上の賠償責任をその対象としており、受託貨物に事故があり賠償義務を負った場合、荷主の貨物に関わる直接損害をその賠償請求金額に基き保険金をお支払いいたしております。

しかし、賠償請求額に本来、不課税の消費税や仕入控除の対象となる消費税が含まれるケースも多く、保険上も当然支払の対象とはならず、問題となることがあります。

つきましては賠償請求額にかかわる消費税について下記のとおりご案内させていただきますので、保険金請求に関わる賠償請求書をお受け取りなされた際は、その内容をご確認いただくとともに、もしその中に課税されることのない消費税または仕入控除の対象となる消費税が含まれていましたら請求者である荷主または元請運送人などにお問い合わせいただくようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 消費税は、事業として対価を得て行われる資産の譲渡等を課税の対象としています。資産につき加えられた損害の発生に伴い受ける損害賠償金は、資産の譲渡等の対価として受け取るものではありませんから、消費税は不課税となります。
例えば、損害品が修理も手直しも不能であり処分された場合が該当します。
2. また、一般的に事業者が負担する損傷品の修理費は課税仕入れに当てはまり仕入税額の控除の対象となるためその消費税額は損害とは認められません。

以上